

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和5年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。 1. 認定請求書、手当額改定請求書、未支払手当請求書、その他届出の受理 2. 上記の請求、その他届出に係る事実についての審査 3. 上記の請求、その他届出の審査結果に係る請求者等への通知 4. 児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 5. 受給資格の確認のための調査に係る情報の照会 6. 公的受取口座情報の管理等 ※児童扶養手当の届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。 ※児童扶養手当の届出等について、郵送等での送付以外に、マイナポータルのお知らせ機能を含む。
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 個人住民税システム 3. 共通基盤連携サーバー 4. 住民基本台帳システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条 ・公的給付に支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第15号 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部児童福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滝沢市 健康福祉部児童福祉課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6519

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I.3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の37項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項～第5項 ・別表第一の37項	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	I.4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第7号及び別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116項 ・別表第二の57項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第7号 ・別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116項	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	児童福祉課長 佐々木 由利子	課長	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和元年6月19日時点	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	II.2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和元年6月19日時点	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	IV.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの。
令和2年12月21日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	滝沢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	滝沢市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	再評価実施に合わせて修正したもの。
令和2年12月21日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項～第5項 ・別表第一の37項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行低手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	再評価実施に追わせて修正したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第7号 ・別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2	事後	再評価実施に合わせて修正したもの。
令和2年12月21日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	滝沢市役所 健康福祉部児童福祉課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6519	滝沢市 健康福祉部児童福祉課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6519	事後	再評価実施に合わせて修正したもの。
令和2年12月21日	IIしきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月19日時点	令和2年12月14日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和2年12月21日	IIしきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月19日時点	令和2年12月14日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和3年9月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月14日時点	令和3年7月31日時点	事後	番号法の改正による修正に伴い実施したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月14日時点	令和3年7月31日時点	事後	番号法の改正による修正に伴い実施したものの。
令和5年2月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。</p> <p>1. 認定請求書、手当額改定請求書、未支払手当請求書、その他届出の受理</p> <p>2. 上記の請求、その他届出に係る事実についての審査</p> <p>3. 上記の請求、その他届出の審査結果に係る請求者等への通知</p> <p>4. 児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会</p> <p>5. 受給資格の確認のための調査に係る情報の照会</p>	<p>児童扶養手当法に基づき、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。</p> <p>1. 認定請求書、手当額改定請求書、未支払手当請求書、その他届出の受理</p> <p>2. 上記の請求、その他届出に係る事実についての審査</p> <p>3. 上記の請求、その他届出の審査結果に係る請求者等への通知</p> <p>4. 児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会</p> <p>5. 受給資格の確認のための調査に係る情報の照会</p> <p>※児童扶養手当の届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p> <p>※児童扶養手当の届出等について、郵送等での送付以外に、マイナポータルのお知らせ機能を含む。</p>	事前	サービス検索・電子申請の開始に伴う変更
令和5年2月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1. 児童扶養手当システム</p> <p>2. 個人住民税システム</p> <p>3. 共通基盤連携サーバー</p> <p>4. 住民基本台帳システム</p> <p>5. 団体内統合宛名システム</p> <p>6. 中間サーバー</p>	<p>1. 児童扶養手当システム</p> <p>2. 個人住民税システム</p> <p>3. 共通基盤連携サーバー</p> <p>4. 住民基本台帳システム</p> <p>5. 団体内統合宛名システム</p> <p>6. 中間サーバー</p> <p>7. サービス検索・電子申請機能</p>	事前	サービス検索・電子申請の開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。</p> <p>1. 認定請求書、手当額改定請求書、未支払手当請求書、その他届出の受理</p> <p>2. 上記の請求、その他届出に係る事実についての審査</p> <p>3. 上記の請求、その他届出の審査結果に係る請求者等への通知</p> <p>4. 児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会</p> <p>5. 受給資格の確認のための調査に係る情報の照会</p> <p>※児童扶養手当の届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p> <p>※児童扶養手当の届出等について、郵送等での送付以外に、マイナポータルのお知らせ機能を含む。</p>	<p>児童扶養手当法に基づき、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。</p> <p>1. 認定請求書、手当額改定請求書、未支払手当請求書、その他届出の受理</p> <p>2. 上記の請求、その他届出に係る事実についての審査</p> <p>3. 上記の請求、その他届出の審査結果に係る請求者等への通知</p> <p>4. 児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会</p> <p>5. 受給資格の確認のための調査に係る情報の照会</p> <p>6. 公的受取口座情報の管理等</p> <p>※児童扶養手当の届出等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p> <p>※児童扶養手当の届出等について、郵送等での送付以外に、マイナポータルのお知らせ機能を含む。</p>	事前	公金受取口座の情報照会開始に係る再評価の実施に伴う変更
令和5年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条 ・公的給付に支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第15号 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条 ・公的給付に支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第15号 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 	事前	公金受取口座の情報照会開始に係る再評価の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年7月31日時点	令和5年1月31日 時点	事前	公金受取口座の情報照会開始に係る再評価の実施
令和5年2月28日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者 数	令和3年7月31日時点	令和5年1月31日 時点	事前	公金受取口座の情報照会開始に係る再評価の実施